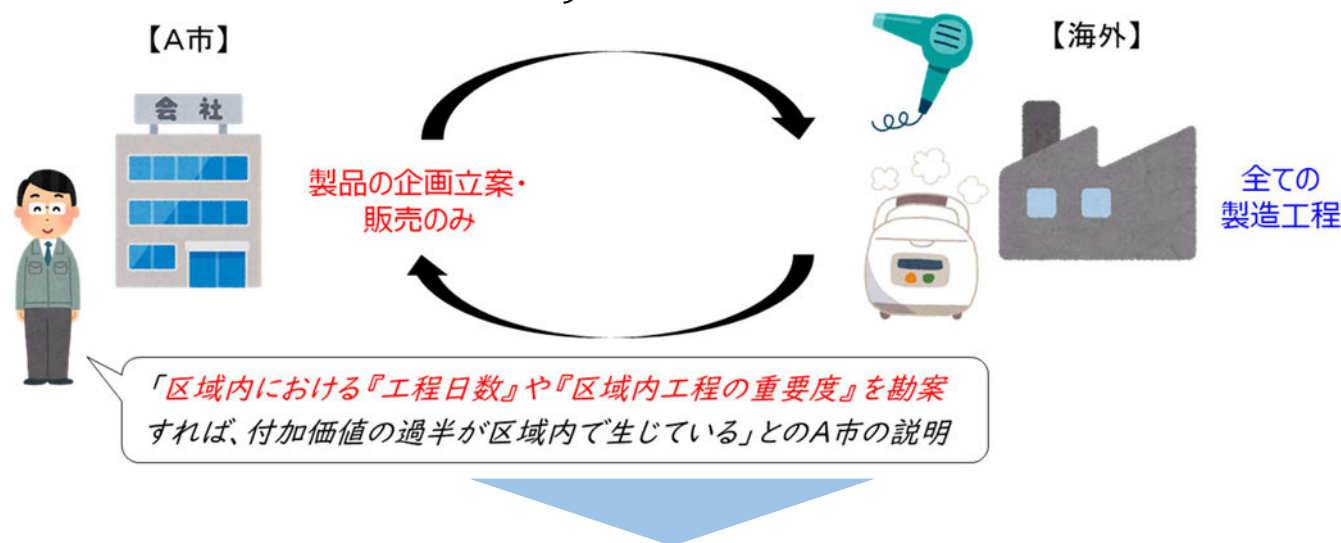


② 「付加価値基準」における算出方法の明確化等

現状

- 製品等の返礼品は、区域内で「相応(過半)の付加価値が生じている」ことを要件。
- 付加価値の算出方法は地方団体により様々となっているための以下のような課題あり。
 - ・ 同じ製品等について複数の団体が自らの地場産品と主張できる
 - ・ 真に区域内で付加価値の過半が生じている地場産品か疑義のある事例あり

〔 疑義のある付加価値算出方法の例 〕



見直内容 <R8指定(R8年10月)から適用>

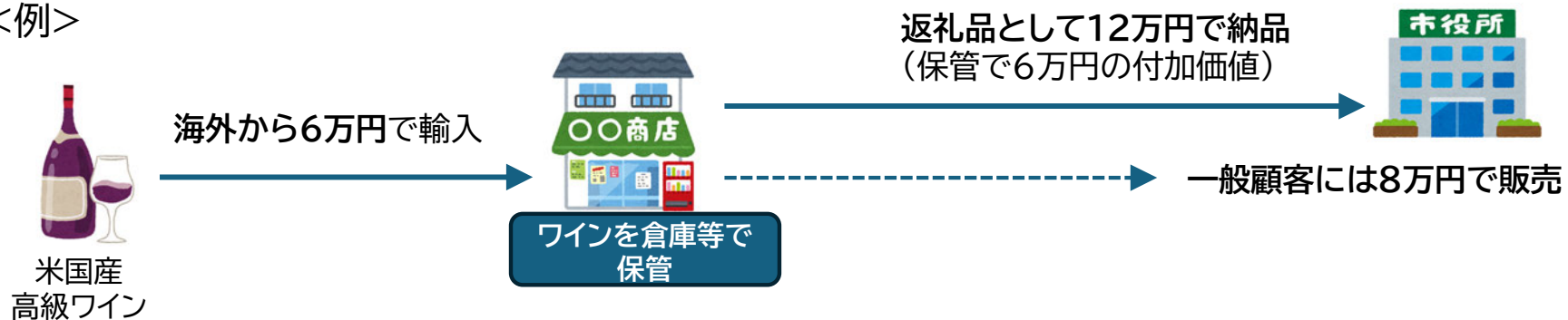
- 付加価値割合の算出方法について、**価格に基づく算出を原則**とする。
- 製造・加工品等の返礼品について、当該返礼品の製造等を行う者が**価値の過半が区域内で生じたことを証明**するとともに、**返礼品提供開始日までに地方団体がその証明事項を一覧で公表**。

③ 返礼品等の調達費用の妥当性確保

現状

- 返礼品等の確認事務において、地方団体による返礼品等の調達費用について、返礼品取扱事業者等が一般に販売する小売価格に比べ相当程度高額なケースがあることが確認された。

<例>



見直内容 <R8指定(R8年10月)から適用>

- 「付加価値基準」に基づく返礼品については、当該返礼品の製造等を行う者による「価値の過半が区域内で生じた」ことの証明に加え、一般販売価格も併せて証明書に記載することとし、それらの内容を公表。

- 併せて、返礼品等の調達費用について、「合理的な理由なく、一般販売価格より高額で調達することがないようにすること」を別途通知予定。